

# 青森県報

第七百八十七号

令和六年  
七月十六日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康医療福祉政策課) ……一
- 右 同……………( 同 ) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………( 同 ) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………( 同 ) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の名称及び介護予防・日常生活支援事業所の名称変更の届出……………( 同 ) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………( 同 ) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の名称変更の届出……………( 同 ) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………( 同 ) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………( 同 ) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

## 告 示

- よる指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………( 同 ) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び介護予防・日常生活支援事業所の名称変更の届出……………( 同 ) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………( 同 ) ……六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の名称変更の届出……………( 同 ) ……六

### 青森県告示第三百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事業所	事業所	事業所	指 定 日
名称	主たる事務所の所在地	名称	令和六年七月十六日
社会福祉法人 伸康会	弘前市大字独狐 一丁目一三二の二	訪問看護ステーション ホーム弘前	
		弘前市大字宮園三 丁目二の五四	

青森県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮下 宗一郎

名称	ともえ女性クリニック	所在地	弘前市大字駅前町八の一弘前駅前地区 共同ビル三階	指定期日	令和 六・五・一
名称	官庁街歯科	所在地	十和田市西二番町一三の二	指定期日	六・五・七

青森県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮下 宗一郎

区分	居宅介護事業者	居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	

青森県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人南優会	有限会社 サイバ	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	有限会社 アンビエンス	有限会社 アンビエンス	有限会社 アンビエンス	有限会社 アンビエンス	株式会社 共仁会	株式会社 共仁会
八戸市青葉一丁目二の二	三戸郡五戸町上新井田一の一	弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字松原西三丁目七の二〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	弘前市大字船水三丁目三の八	弘前市大字船水三丁目三の八
認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
グループホーム 杏苑	グループホーム 銀杏	ハッピー WALKI	ハッピー WALKI	ヘルパー ションカ	ヘルパー ションカ	ヘルパー ションカ	ヘルパー ションカ	訪問介護事業所 Onaラボ	訪問介護事業所 Onaラボ
三戸郡五戸町銀杏木一丁の四五	三戸郡五戸町銀杏木一丁の四五	弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字松原西三丁目七の二〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	弘前市大字和泉二丁目一五の三	弘前市大字和泉二丁目一五の三
〃	〃	〃	〃	六・四・一	六・四・一	六・一・一	六・一・一	令和 五・八・一	令和 五・八・一

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
株式会社 佐藤器機	弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	名 称	介 護 予 防 事 業 者
弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	介 護 予 防 福祉用具 貸与	主たる事務 所在地	介 護 予 防 事業の種 類
ハッピー ツール WAKI	弘前市大字 賀田字大浦三〇の二	名 称	介 護 予 防 事 業 所
弘前市大字 松原西三丁目七の二〇	令和 六・四・一	所 在 地	変 更 年月日

青森県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分	
名 称	支 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
主たる事務 所在地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類
名 称	支 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所
所 在 地	変 更 年月日

変更後	変更前	変更後	変更前
有限会社 アンビエ ンス	有限会社 アンビエ ンス	有限会社 アンビエ ンス	有限会社 かずさ
三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇
訪問型 サービス	訪問型 サービス	訪問型 サービス	訪問型 サービス
ヘルパー センター ずさ	ヘルパー センター ずさ	ヘルパー センター ずさ	ヘルパー センター ずさ
三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇 ポ秋桜二〇 六号室	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇 ポ秋桜二〇 六号室	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇 ポ秋桜二〇 六号室	三戸郡階上 町蒼前西六 丁目九の一 九三〇 ポ秋桜二〇 六号室
六・四・一	六・四・一	六・四・一	六・四・一

青森県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
社会福祉 法人緑風 会	平川市沖館 和田八四	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
平川市沖館 和田八四	居 宅 介 護 事業の種 類	主たる事務 所在地	居 宅 介 護 事 業 所
平賀デイ サービス センター	平賀デイ サービス センター	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
平川市沖館 和田八四	令和 五・七・一	所 在 地	変 更 年月日

青森県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分		年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人 緑風会	平川市沖館 和田八四	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業の種類	令和 五・七・一
通所型 サービス	平賀デイサービスセンター	介護予防・日常生活支援事業所	居宅介護事業の種類	
緑青園デイサービスセンター	平川市沖館 和田八四	介護予防・日常生活支援事業所	居宅介護事業の種類	

青森県告示第四百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
ともえ女性クリニック	弘前市大字駅前町八の一弘前駅前地区 共同ビル三階	令和 六・五・一

青森県告示第四百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分		年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
株式会社 共仁会	弘前市大字 船水三丁目 三の八	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	令和 五・八・一
訪問介護事業所 Oneラボ	訪問介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	
弘前市大字 和泉二丁目 一五の三	弘前市大字 千代二丁目 六の四一	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人南優会	有限会社ダイワサービス	株式会社佐藤器機	株式会社佐藤器機
八戸市青葉一丁目一四の二三	三戸郡五戸町上新井田一の一	弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字松原西三丁目七の二〇
認知症対応型共同生活介護		福祉用具貸与	
グループホーム誉	グループホーム杏苑	WツハッピーAKI I I	WツハッピーAKI I I
三戸郡五戸町銀杏木一の四五		弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字賀田字大浦三〇の二
〃		六・四・一	

青森県告示第四百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	介護予防事業者	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	
名称	介護予防事業所の所在地	
名称	介護予防事業の種類	

青森県告示第四百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	変更年月日
有限会社アンビエンス	有限会社かずさ	介護予防・日常生活支援事業所	
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	介護予防・日常生活支援事業所	
訪問型サービス	ヘルパーシヨンかずさ	介護予防・日常生活支援事業所	
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一〇	介護予防・日常生活支援事業所	
六号室	六号室	介護予防・日常生活支援事業所	
六・四・一	六・四・一	介護予防・日常生活支援事業所	

変更後	変更前	変更年月日
株式会社佐藤器機	株式会社佐藤器機	
弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字松原西三丁目七の二〇	
介護用具貸与	介護用具貸与	
WツハッピーAKI I I	WツハッピーAKI I I	
弘前市大字松原西三丁目七の二〇	弘前市大字賀田字大浦三〇の二	
令和六・四・一	令和六・四・一	

青森県告示第四百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前
アンビエンス	有限会社 アンビエンス
九三〇	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一
	訪問型サービス
上エンズ階	ヘルパー シヨンか ずさ
六号室	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一 九二三コー ポ秋桜二〇
	六・四・一

変更後	変更前	区分
会法人緑風社	社会福祉 法人緑風社	名称
和田八四	平川市沖館	主たる事務所の所在地
通所介護	居宅介護 事業の種類	居宅介護事業所
ター	緑青園デ イサービ スセン	名称
ター	平賀デイ サービス センター	所在地
和田八四	平川市沖館	変更 年月日
	令和 五・七・一	

青森県告示第四百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年七月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分
会法人緑風社	社会福祉 法人緑風社	名称
和田八四	平川市沖館	主たる事務所の所在地
通所型 サービス	居宅介護 事業の種類	介護予防・日常生活支援事業所
ター	緑青園デ イサービ スセン	名称
ター	平賀デイ サービス センター	所在地
和田八四	平川市沖館	変更 年月日
	令和 五・七・一	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭